

雇児発 0521 第 14 号
平成 27 年 5 月 21 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」の一部改正について

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、今般、別紙のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」の一部改正を行い、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知徹底と図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">雇児発 0529 第 17 号 平成 26 年 5 月 29 日</p> <p style="text-align: right;">一次改正 雇児発 0521 第 14 号 平成 27 年 5 月 21 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について</p> <p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、今般、別紙のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発 0529 第 17 号 平成 26 年 5 月 29 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について</p> <p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、今般、別紙のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>

別紙

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱

1 事業の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容及び実施方法

（1）基本事業

① 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる

別紙

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱

1 事業の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容及び実施方法

（1）基本事業

① 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる

会員組織をいう。以下同じ。)を設立して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～ウについては、全ての事業の実施を必須とし、さらに、会員数については、50人以上とする。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）

ウ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

エ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

オ 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整

② 相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～カ等の子どもの預かりの活動とする。

ア 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり

イ 保育施設までの送迎

ウ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり

エ 学校の放課後の子どもの預かり

オ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預

会員組織をいう。以下同じ。)を設立して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～ウの全ての事業を実施し、会員数50人以上のファミリー・サポート・センターとする。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）

ウ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

エ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

オ 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整

② 相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、以下のア～カ等の子どもの預かりの活動とする。

ア 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり

イ 保育施設までの送迎

ウ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり

エ 学校の放課後の子どもの預かり

オ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預

かり

カ 買い物等外出の際の子どもの預かり

③ ファミリー・サポート・センターの設置について

ア 本部の設置について

各市町村に1か所設置するものとする。

イ 支部の設置について

政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほか
に支部を設置することができる。

ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町
村単位で支部を設置する場合については、事業の規模
にかかわらず特例として支部を設置することができる
ものとする。

④ 実施方法

ア アドバイザーの配置について

ファミリー・サポート・センターに、アドバイザー
(相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下
同じ。)を配置すること。

また、ファミリー・サポート・センターの事業規模
に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置するこ
とは差し支えない。

イ 会則の制定

(略)

かり

カ 買い物等外出の際の子どもの預かり

③ ファミリー・サポート・センターの設置について

ア 本部の設置について

各市町村1か所設置できる。

イ 支部の設置について

政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほか
に支部を設置することができる。

ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町
村単位で支部を設置する場合については、事業の規模
にかかわらず特例として支部を設置することができる
ものとする。

④ 実施方法

ア アドバイザーの配置について

ファミリー・サポート・センターには、アドバイザ
ー(相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以
下同じ。)を配置すること。

また、ファミリー・サポート・センターの事業規模
に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置するこ
とも差し支えない。

イ 会則の制定

市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な
事項を規定したファミリー・サポート・センターの会
則を制定すること。

ウ 会員の登録

会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理すること。

エ 会員間で行う相互援助活動

(略)

オ 保険の加入

(略)

カ 子どもの預かりの場所

(略)

キ 預かる子どもの人数

相互援助活動の実施に当たり、一度に預かることができる子どもの人数は援助を行う会員1人につき、原則として1人とする。 なお、やむを得ず複数の子どもを預かる場合には、援助を行う会員の経験や子どもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮すること。

また、小学校就学の始期に達するまでの子どもを複数預かる場合には、児童福祉法第59条の2に定める

ウ 会員の登録

会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理することが望ましい。

エ 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は準委任契約に基づくものであること。

オ 保険の加入

会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

カ 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、原則として援助を行う会員の自宅とすること。

ただし、子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りでない。

キ 預かる子どもの人数

相互援助活動の実施に当たり、預かる子どもの人数は原則として1人とする。 やむを得ず複数の子どもを預かる場合には、援助を行う会員の経験や子どもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮すること。

なお、小学校就学の始期に達するまでの子どもを複数預かる場合には、児童福祉法第59条の2に定める届け出が必要となる場合がある。

届出が必要となる場合があることに留意すること。

ク 援助活動に対する報酬

(略)

ケ 援助を行う会員への講習の実施

預かり中の子どもの安全対策等のため、参考として以下に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましい。

なお、子育て支援員研修の基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、前述の子育て支援員研修のうち基本研修に加え、地域保育研修を既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了）については、参考として以下に示す項目の内、「9 事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、援助を行う会員については、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

ク 援助活動に対する報酬

援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。

ケ 会員への講習の実施

預かり中の子どもの安全対策等のため、参考として以下に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましい。

また、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

(参考：講習カリキュラム)

(略)

コ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（①のアからウ及びこれらの事業内容を実施するために必要な④のアからオ、会員数50人以上）が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代

(参考：講習カリキュラム)

講座項目	講師	時間(目安)
1 保育の心	保育士・保健師	2時間
2 心の発達とその問題	発達心理の専門家	4時間
3 身体の発育と病気	小児科医	2時間
4 小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4時間
5 安全・事故	医師・保健師・保育士	2時間
6 子どもの世話	保健師・保育士	2時間
7 子どもの遊び	保育士	2時間
8 子どもの栄養と食生活	栄養・保育学科栄養学の専門家、管理栄養士等	3時間
9 事業を円滑に進めるために	ファミリー・サポート・センターアドバイザー等	3時間
合 計		24時間

コ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（①のアからウ及びこれらの事業内容を実施するために必要な④のアからオ、会員数50人以上）が満たせない場合には、近隣の市町村と事業の全部を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る経費については、代

表する1市町村に対してのみ補助するものとする。

また、事業実施要件のうち、①のウを合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と①のウを合同により実施しても差し支えないこと。

(2) 病児・緊急対応強化事業

① 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～エについては、全ての事業の実施を必須とする。（会員数は問わない。）

（以下略）

表する1市町村に対して補助するものとする。

また、事業実施要件のうち、①のウを合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と①のウを合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。

(2) 病児・緊急対応強化事業

① 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して以下の事業を実施する。ただし、以下のうちア～エの全ての事業を実施するファミリー・サポート・センターとする。（会員数は問わない。）

なお、「病児」、「病後児」の対象については、以下のとおりとする。

「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

「病後児」とは、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整等（事業において事故が発生し

② 相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～エ等の病児・緊急対応に関する子どもの預かりの活動とする。ただし、アについては必ず実施すること。

- ア 病児・病後児の預かり
- イ 宿泊を伴う子どもの預かり
- ウ 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり
- エ 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設

等の間の送迎

③ 実施方法

(1) の④ア～クに加えて、以下の方法によること。

- ア 援助を行う会員への講習の実施
病児・病後児の預かり等に対応できるよう、(1)

た場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。)

ウ 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

エ 医療機関との連携体制の整備

オ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

カ 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整

② 相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、以下のア～エ等の子どもの預かりの活動とする。ただし、アについては必ず実施すること。

- ア 病児・病後児の預かり
- イ 宿泊を伴う子どもの預かり
- ウ 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり
- エ 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設

等の間の送迎

③ 実施方法

(1) の④ア～クに加えて、以下の方法によること。

- ア 会員への講習の実施
病児・病後児の預かり等に対応できるよう、(1)

④のケの参考に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。

なお、子育て支援員研修の基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、前述の子育て支援員研修のうち基本研修に加え、地域保育研修を既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了）については、3（1）④ケに示す項目の内、「9 事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、援助を行う会員については、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

イ 医療機関との連携体制の整備
(略)

④のケの参考に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。

また、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

イ 医療機関との連携体制の整備

(ア) 市町村長は、都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。

(イ) 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。

(ウ) 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

ウ 依頼の受付体制について

(略)

エ 病児・病後児の預かりについての留意事項

(略)

オ 近隣市町村住民の利用について

(略)

④ 実施体制

ア (略)

ウ 依頼の受付体制について

病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。

エ 病児・病後児の預かりについての留意事項

(ア) 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。

(イ) (1)の④キにかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。

(ウ) アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を受ける会員時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。

オ 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。

④ 実施体制

ア 事業の実施については、(1)の①に掲げるファミリー・サポート・センターを設立して行うこととする。

イ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（①のアからエ及びこれらの事業内容を実施するために必要な③のアからエ）が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。

また、事業実施要件のうち、①のウを合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と①のウを合同により実施しても差し支えないこと。

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭や低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援

① 事業内容

(略)

なお、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。

イ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（①のアからエ及びこれらの事業内容を実施するために必要な③のアからエ）が満たせない場合には、近隣の市町村と事業の全部を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対して補助するものとする。

また、事業実施要件のうち、①のウ、エの両方、あるいは一方を合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と事業の一部（①のウ、エ及びこれらの事業内容を実施するために必要な③のア、イ）を合同により実施し、事業実施要件を満たした上で事業を実施しても差し支えないこと。

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭や低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援

① 事業内容

ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する。（ただし、(1)の①のア～ウ又は(2)の①の

② 利用支援の内容

(略)

4 留意事項

(1) 事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。また、会員に対して、相互援助活動によって知り得た会員又はその家族の個人情報を他人に漏らさないよう周知を図ること。

(2) 活動中に事故が生じた場合には、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における事故の報告等について（平成27年3月27日付雇児職発0327第1号通知）」に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。

ア～エに加えて以下のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。）

② 利用支援の内容

ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員を優先して調整

イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応

ウ ファミリー・サポート・センターを利用する、ひとり親家庭等の受入れに対する援助を行いたい会員への助成

4 留意事項

事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。また、会員に対して、相互援助活動によって知り得た会員又はその家族の個人情報を他人に漏らさないよう周知を図ること。

5 費用

(略)

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

雇児発 0529 第 17 号
平成 26 年 5 月 29 日
一次改正 雇児発 0521 第 14 号
平成 27 年 5 月 21 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
の実施について

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、今般、別紙のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別紙

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱

1 事業の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容及び実施方法

(1) 基本事業

① 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～ウについては、全ての事業の実施を必須とし、さらに、会員数については、50人以上とする。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）

ウ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

エ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

オ 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て

て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等)
との連絡調整

② 相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～カ等の子どもの預かりの活動とする。

- ア 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
- イ 保育施設までの送迎
- ウ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- エ 学校の放課後の子どもの預かり
- オ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- カ 買い物等外出の際の子どもの預かり

③ ファミリー・サポート・センターの設置について

ア 本部の設置について

各市町村に1か所設置するものとする。

イ 支部の設置について

政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができる。

ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町村単位で支部を設置する場合については、事業の規模にかかわらず特例として支部を設置することができるものとする。

④ 実施方法

ア アドバイザーの配置について

ファミリー・サポート・センターに、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。

また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することは差し支えない。

イ 会則の制定

市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。

ウ 会員の登録

会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理すること。

エ 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は準委任契約に基づくものであること。

オ 保険の加入

会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

カ 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、原則として援助を行う会員の自宅とすること。

ただし、子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りでない。

キ 預かる子どもの人数

相互援助活動の実施に当たり、一度に預かることができる子どもの人数は援助を行う会員1人につき、原則として1人とする。なお、やむを得ず複数の子どもの預かる場合には、援助を行う会員の経験や子どもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮すること。

また、小学校就学の始期に達するまでの子どもを複数預かる場合には、児童福祉法第59条の2に定める届け出が必要となる場合があることに留意すること。

ク 援助活動に対する報酬

援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。

ケ 援助を行う会員への講習の実施

預かり中の子どもの安全対策等のため、参考として以下に示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましい。

なお、子育て支援員研修の基本研修、地域保育コースの共通専門

研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、前述の子育て支援員研修のうち基本研修に加え、地域保育研修を既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了）については、参考として以下に示す項目の内、「9事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、援助を行う会員については、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

(参考：講習カリキュラム)

講座項目	講師	時間（目安）
1 保育の心	保育士・保健師	2時間
2 心の発達とその問題	発達心理の専門家	4時間
3 身体の発育と病気	小児科医	2時間
4 小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4時間
5 安全・事故	医師・保健師・保育士	2時間
6 子どもの世話	保健師・保育士	2時間
7 子どもの遊び	保育士	2時間
8 子どもの栄養と食生活	栄養・保育学科栄養学の専門家、 管理栄養士等	3時間
9 事業を円滑に進めるために	ファミリー・サポート・センター アドバイザー等	3時間
合 計		24時間

コ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（①のアからウ及びこれらの事業内容を実施するために必要な④のアからオ、会員数50人以上）が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施するこ

とにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。

また、事業実施要件のうち、①のウを合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と①のウを合同により実施しても差し支えないこと。

(2) 病児・緊急対応強化事業

① 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～エについては、全ての事業の実施を必須とする。（会員数は問わない。）

なお、「病児」、「病後児」の対象については、以下のとおりとする。「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

「病後児」とは、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）

ウ 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

エ 医療機関との連携体制の整備

オ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

カ 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整

② 相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～エ等の病児・緊急対応に関する子どもの預かりの活動とする。ただし、アについては必ず実施すること。

ア 病児・病後児の預かり

イ 宿泊を伴う子どもの預かり

ウ 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり

エ 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等の間の送迎

③ 実施方法

(1) の④ア～クに加えて、以下の方法によること。

ア 援助を行う会員への講習の実施

病児・病後児の預かり等に対応できるよう、(1) ④のケの参考を示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。

なお、子育て支援員研修の基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、前述の子育て支援員研修のうち基本研修に加え、地域保育研修を既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了）については、3 (1) ④ケに示す項目の内、「9事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、援助を行う会員については、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

イ 医療機関との連携体制の整備

(ア) 市町村長は、都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。

(イ) 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。

(ウ) 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

ウ 依頼の受付体制について

病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。

エ 病児・病後児の預かりについての留意事項

(ア) 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。

(イ) (1)の④キにかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。

(ウ) アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を受ける会員時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。

オ 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。

④ 実施体制

ア 事業の実施については、(1)の①に掲げるファミリー・サポート・センターを設立して行うこととする。

なお、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。

イ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（①のアからエ及びこれらの事業内容を実施するために必要な③のアからエ）が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業

の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。

また、事業実施要件のうち、①のウを合同により実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と①のウを合同により実施しても差し支えないこと。

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭や低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援

① 事業内容

ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する。（ただし、（1）の①のア～ウ又は（2）の①のア～エに加えて以下のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。）

② 利用支援の内容

- ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員を優先して調整
- イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応
- ウ ファミリー・サポート・センターを利用する、ひとり親家庭等の受入れに対する援助を行いたい会員への助成

4 留意事項

- (1) 事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。また、会員に対して、相互援助活動によって知り得た会員又はその家族の個人情報を他人に漏らさないよう周知を図ること。
- (2) 活動中に事故が生じた場合には、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における事故の報告等について（平成2

7年3月27日付雇児職発 0327 第1号通知) 」に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。